

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の通勤手当の支給に関する規則

昭和 49 年 6 月 13 日規則第 1 号

最終改正 平成 22 年 1 月 18 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、職員の通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 この規則の実施については、別に定めるものの外通勤手当の支給に関する規則（昭和 41 年羽村町規則第 2 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 1 日から適用する。

付 則（平成 22 年 1 月 18 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。